

## 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表十二  
〔十三〕 令五・四・一以後終了事業年度分

資産の種類及び名称		1						合計	
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・	・	・	・	・		
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円	円	円	
	当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4							
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5							
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6							
	計 (4)+(5)+(6)	7							
	差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8							
	当期積立額	9							
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10							
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11							
	(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12							
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—	—		
	(11)×(13)	14	円	円	円	円	円		
	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15							
	積立限度超過額 (9)-(15)	16							
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)		17							
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18							
	差引 (18)-(17)	19							
	当期分	(7)-(9)-((18)-前期の(18)))	20						
	当期に生じた差額の合計額 (16)+(20)	21							
	前期以分	前期末における差額 (前期の(19))	22						
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算									
積立期間の終了する事業年度終了日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度終了日の特別修繕準備金の金額		23	円	円	円	円	円	円	
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$		24							
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算									
当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日	25	平	・	・	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上の日ににおける特別修繕準備金の金額	26	円				当期益金算入額 (30)	32	
	当期の月数 120	27	—				期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33	
	10年均等取崩金額 (26)×(27)	28	円			貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	差引 (34)-(33)	34	
	同上以外の場合による益金算入額	29				当期	当期積立額	36	
	当期益金算入額 (((28)+(29))と(31)のうち少ない金額)	30				貸借対照表の取崩不足額 (30)-(36)-(34)-前期の(34))	37		
						計 (36)+(37)	38		
						前期末における差額 (前期の(35))	39		